

鹿屋市子育て世帯訪問支援事業業務受託事業者募集要項

1 目的

鹿屋市では、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業を実施します。ついては、鹿屋市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、受託事業者の募集を行います。

2 業務の名称等

(1) 鹿屋市子育て世帯訪問支援事業業務

(2) 業務の概要

鹿屋市は、上記業務を鹿屋市子育て世帯訪問支援事業受託事業者に委託して実施するものとする。

(3) 業務の仕様

別紙「鹿屋市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約日から当該年度末まで

3 応募要件

支援事業の実施に対して意欲を有し、かつ、児童福祉に理解を持つ事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 鹿屋市に納税義務を負っている場合、その納付すべき市税に滞納がないこと。

(3) 鹿屋市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のア～ウのいずれかに該当する事業者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の7の規定に基づき居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者

ウ 上記ア又はイの事業者と同等の援助が提供できる者

- (5) 事業所を鹿屋市内に有し、当該事業所での事業開始から3年以上の実績があること
- (6) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること。

4 応募について

(1) 募集スケジュール

ア ホームページでの公募開始	令和7年8月8日
イ 応募書類提出受付期間	令和7年8月8日～8月25日
ウ 審査結果通知予定	令和7年8月26日から随時
エ 委託契約予定日	令和7年9月1日から随時

※上記期間後は、随時受け付けを行い、翌日以降の委託となります。

(2) 提出方法

提出書類を鹿屋市こども家庭課まで持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出書類

- ア 鹿屋市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請書（第1号様式）
- イ 鹿屋市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請にかかる誓約書兼同意書（第2号様式）
- ウ 事業者の概要（第3号様式）
- エ 指定書の写し（指定居宅サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者の場合）
- オ 定款又は登記事項証明書
- カ 法人の概要等、上記事業者と同等の事業内容がわかる書類（上記事業者と

同等の援助が提供できる者の場合)

※その他、必要に応じて追加で資料提出を求める場合があります。

5 審査等

書類審査の上、結果を通知する。

本事業の実施事業者として、鹿屋市が適当であると判断した場合、受託事業者として登録し、業務委託契約を締結する。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 3の応募要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 応募に際して不正行為があった場合

7 質問票の提出及び回答

本事業について質問等がある場合は、質問票による確認ができます。

(1) 提出方法

所管課までメールで提出してください。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、応募に際して必要な項目のみ回答します。

8 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。
- (2) 提出期限後の書類の追加・修正・差替はできない。
- (3) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。

(4) 提出された書類は、当該審査以外の目的で応募事業者に無断で仕様しない。

9 連絡先及び応募書類提出先

〒893-8501

鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市保健福祉部こども家庭課（鹿屋市役所1階）

電 話 0994-35-1061

E-mail kodomokatei@city.kanoya.lg.jp

